

総発第349号
令和7年2月20日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口明子
(公印省略)

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和6年7月29日付け監発第42号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 日和山交流観光拠点施設（地域創生部交流観光課）
上記施設の指定管理者 株式会社平田牧場

【指摘事項】

（1）業務報告書の提出について

（株式会社平田牧場、地域創生部交流観光課）

酒田市日和山交流観光拠点施設の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第23条では、指定管理者は毎月終了後10日をめどに業務報告書（指定管理業務の実施状況、施設の利用状況など）を市長に提出しなければならないとしているが、令和3年4月1日に指定されてから、令和5年度末まで一度も提出していなかった。

指定管理者は包括協定にのっとり業務報告書を適正に提出すること。

市は業務報告書の提出を求め、指定管理業務の状況を確認すること。

■措置内容

本件に関し、業務報告書は過去提出がされておらず、交流観光課としても提出を求めていない状況だった。そのため、令和6年度より提出をするよう令和5年度中に指定管理者へ指示し、本年度より指定管理者から提出いただいているところである。

引き続き、包括協定に基づき適正に提出されるよう、指定管理者と交流観光課で相互に確認を行っていく。

（株式会社平田牧場、地域創生部交流観光課）

(2) 管理口座の設定及び区分経費の整理について

(株式会社平田牧場、地域創生部交流観光課)

包括協定第31条及び酒田市日和山交流観光拠点施設の指定管理者の管理運営に関する仕様書（以下「仕様書」という。）第5（5）では、支出及び収入を適切に管理することを目的として、指定管理業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものと規定されているが、指定管理者は専用口座を開設していなかった。そのため、指定管理施設の管理に係る部分の現金出納簿が確認できず、収支決算書に誤りがないか確認できなかった。

指定管理者は包括協定及び仕様書第5（5）にのっとり、指定管理業務の実施に係る支出及び収入は、専用口座で適正に管理すること。

市は、収支決算書が正確であることを証憑により確認し、必要な指導助言を行うこと。

■措置内容

指定管理業務の専用口座について、指定管理者によって令和7年2月初旬に開設済みであり、令和7年4月より運用を開始する。

また、指定管理業務に係る収入及び支出とその他の収入及び支出とを混同しない適切な経理を行うよう指導助言した。今後も連絡会議などの際に経理状況について逐次聞き取り及び指導を行っていく。

(株式会社平田牧場、地域創生部交流観光課)

(3) モニタリングによる分析・検証について

(地域創生部交流観光課)

モニタリングについては、酒田市指定管理者制度事務取扱基準（令和5年3月一部改定）（以下「事務取扱基準」という。）に基づき、サービスの向上や管理運営の状況を監督するため、市と指定管理者とで指定管理業務に関する意見交換や諸課題への協議を「連絡会議」として、年2回以上実施することになっている。しかし、年2回実施した連絡会議報告書はあるものの、業務の履行状況の確認が不十分であり、指導助言が必要な事項があったにも関わらず、適切な指導が行われた記録がなかった。

モニタリングの目的を再確認するとともに、事務取扱基準にのっとり適正に行うこと。

■措置内容

事務取扱基準が示す「市は公の施設の設置者としての責任を遂行するため、指定管理者の業務が要求水準を満たすものか点検をするとともに、さらなるサービス向上と業務の適正化を図ることが必要である。」という目的をあらためて認識し、今後も指定管理者と共に業務の履行状況について確認を行っていく。

(地域創生部交流観光課)